

広島県告示第六百八十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定によって、次の河川について浸水想定区域を指定する。

その指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を示した図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに指定する河川の担当建設事務所又は建設事務所支所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 浸水想定区域を指定する河川

河川 の 名 称	対 象 市 町	担 当 建 設 事 務 所 又 は 建 設 事 務 所 支 所
一級河川太田川水系京橋川	広島市	広島県西部建設事務所
同 右	府中町	同 右
一級河川太田川水系猿猴川	広島市	同 右
同 右	府中町	同 右

二 浸水想定区域の指定年月日

令和四年九月五日